NAGOMi
National Association for Global & Open Minded Communities

「外国人政策基本法（仮称）」制定に向けて

「秩序ある真の開国」により、持続的成長発展を実現

第27回 NAGOMiフォーラム

（第6回 東京会場）

2026年11月13日

NAGOMi 副会長
元厚生労働大臣
塩崎　恭久

世界の一人当たり名目GDP 国別ランキング 2025

1995年～2000年には世界第2位だった日本。今や世界第 38 位にまで転落。

順位	国名	単位:US＄
1	リヒテンシュタイン	217,928
2	ルクセンブルク	148,247
3	アイルランド	130,652
4	スイス	115,620
5	シンガポール	99,365
6	アイスランド	99,071
7	ノルウェー	94,468
8	米国	89,991
9	デンマーク	77,046
10	マカオ	74,465
11	オランダ	73,833
12	カタール	69,680
13	オーストラリア	66,352
14	サンマリノ	65,543
15	オーストリア	63,161
16	スウェーデン	62,662
17	ベルギー	61,002
18	ドイツ	60,439
19	イスラエル	60,335
20	英国	57,608

順位	国名	単位:US＄
21	香港	56,893
22	フィンランド	56,464
23	カナダ	55,765
24	アンドラ	50,379
25	アラブ首長国連邦	50,232
26	マルタ	49,297
27	フランス	48,930
28	ニュージーランド	48,621
29	イタリア	43,270
30	キプロス	41,730
31	アルバ	41,462
32	バハマ	40,005
33	プエルトリコ	39,847
34	台湾	39,489
35	スペイン	38,290
36	スロベニア	37,357
37	韓国	36,227
38	日本	35,973
39	チェコ	35,678
40	サウジアラビア	35,464

出典：GLOBAL NOTE 世界の1人当たり名目GDP 国別ランキング・推移（ IMF ）、2025年 1人当たり名目GDP（ IMF統計 ） より
https://www.globalnote.jp/post-1339.html　はG7諸国。　はアジア・太平洋地域国。

世界デジタル競争力ランキング 2025（ IMD調べ ）

日本は順位を上げつつも、30位止まり。

2025	2024	2023	国・地域	2025	2024	2023	国・地域
1	2	5	スイス	16	17	21	アイルランド
2	4	1	米国	17	22	28	リトアニア
3	1	3	シンガポール	18	23	23	ドイツ
4	7	10	香港	19	18	20	英国
5	3	4	デンマーク	20	26	29	カタール
6	8	2	オランダ	21	20	27	フランス
7	13	11	カナダ	22	27	30	サウジアラビア
8	5	7	スウェーデン	23	15	16	オーストラリア
9	11	12	UAE	24	25	22	オーストリア
10	9	9	台湾	25	21	15	ベルギー
11	12	8	フィンランド	26	24	18	エストニア
12	14	19	中国	27	29	26	ルクセンブルグ
13	10	14	ノルウェー	28	33	25	ニュージーランド
14	19	17	アイスランド	29	28	31	スペイン
15	6	6	韓国	30 ←	31 ←	32	日本

出典:IMD World Digital Competitiveness Ranking 2025　はG7諸国(イタリアは40位)。　はアジア・太平洋地域国。

THE 世界大学ランキング 2026

日本は、中国・香港、豪州、韓国に大きく後れ。

2025年10月9日公開

（世 界）

順位	大学名	国
1	オックスフォード大学	英国
2	マサチューセッツ工科大学	米国
3	プリンストン大学	米国
3	ケンブリッジ大学	英国
5	ハーバード大学	米国
5	スタンフォード大学	米国
7	カリフォルニア工科大学	米国
8	インペリアル・カレッジ・ロンドン	英国
9	カリフォルニア大学バークレー校	米国
10	イェール大学	米国
11	スイス連邦工科大学チューリッヒ校	スイス
12	清華大学	中国
13	北京大学	中国
14	ペンシルバニア大学	米国
15	シカゴ大学	米国
16	ジョンズ・ホプキンス大学	米国
17	シンガポール国立大学	シンガポール
18	コーネル大学	米国
18	カリフォルニア大学ロサンゼルス校	米国
20	コロンビア大学	米国

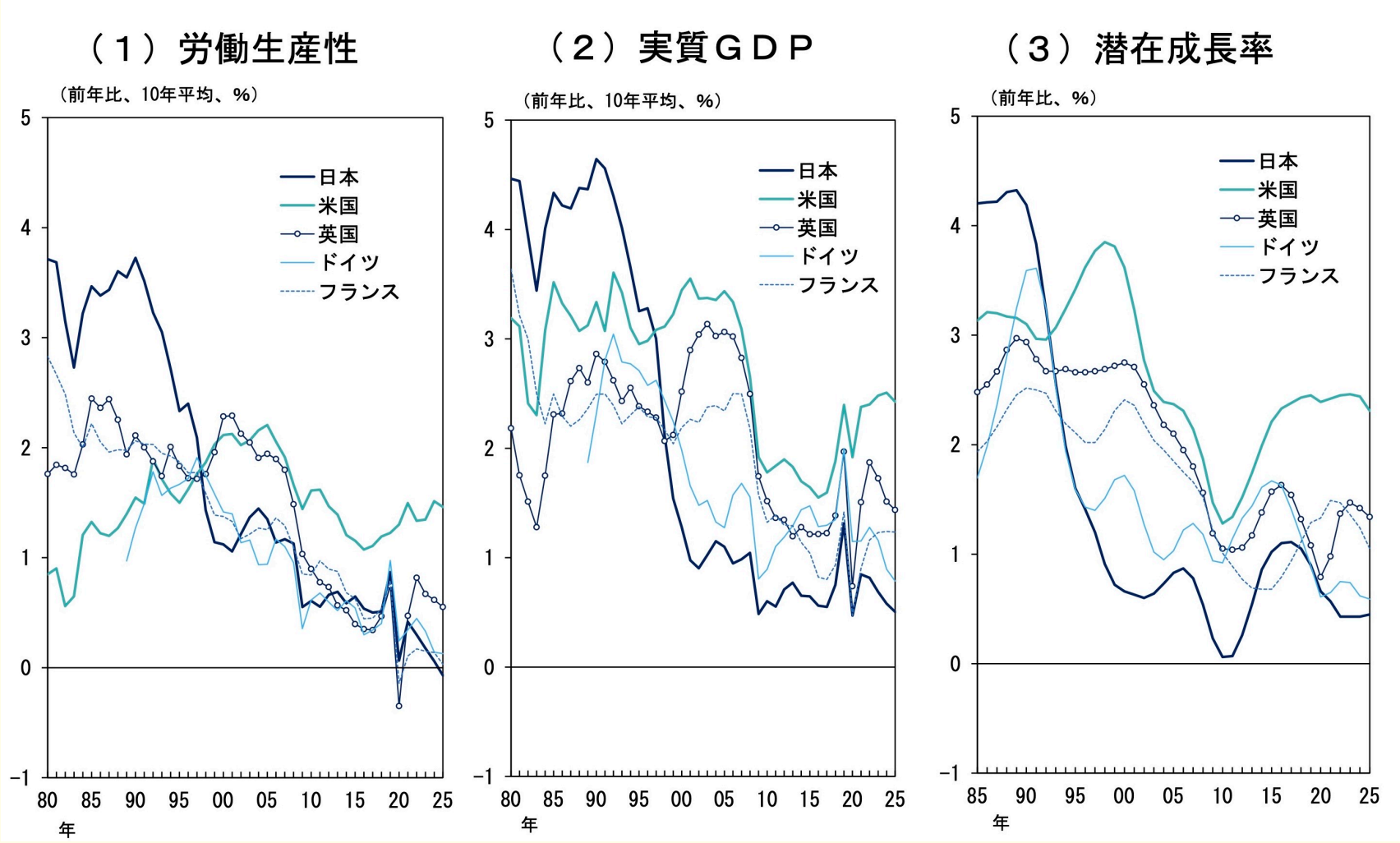
（100位以内のアジア・太平洋地域国の大学）

順位	大学名	国
12	清華大学	中国
13	北京大学	中国
17	シンガポール国立大学	シンガポール
26	東京大学	日本
31	南洋理工大学	シンガポール
33	香港大学	香港
36	復旦大学	中国
37	メルボルン大学	オーストラリア
39	浙江大学	中国
40	上海交通大学	中国
41	香港中文大学	香港
51	中国科学技術大学	中国
53	シドニー大学	オーストラリア
58	モナシュ大学	オーストラリア
58	ソウル大学	韓国
58	香港科技大学	香港
61	京都大学	日本
62	南京大学	中国
70	韓国科学技術院（KAIST）	韓国
73	オーストラリア国立大学	オーストラリア
73	香港市立大学	香港
79	UNSWシドニー	オーストラリア
80	香港理工大学	香港
80	クイーンズランド大学	オーストラリア
86	延世大学ソウル校	韓国
87	成均館大学(SKKU)	韓国

出典：イギリス高等教育専門誌「Times Higher Education（THE）」発表「The Times Higher Education World University Rankings 2026（THE世界大学ランキング）」より

100位以内アジア・太平洋地域国 ： 中国 7校、オーストラリア 6校、香港 5校、韓国 4校、日本 2校、シンガポール 2校

日本の労働生産性・実質GDP・潜在成長率ともに、G5中最低



（注）労働生産性は、就業者一人当たりの付加価値として定義。
（出所）OECD、IMF等

日本の「人口減少論」は、世界から遮断した思考。

「鎖国国家」から決別を

2026年11月3日 ラジオNIKKEI ポッドキャスト番組　「NIKKEI切り抜きニュース」における発言

●日本は成長力を高めるため、国籍を問わず能力や技術を持つ人材を海外から呼び込むことが重要。

●日本は事実上の「鎖国国家」。諸外国は人口が増えている。日本の国内だけの人口減少をみて社会問題だと考えることは、「日本と世界を遮断した思考」だ。

●「少子化といっても、世界中の子どもたちは増えている。いかに海外の優秀な人を連れてくるかという問題の認識に切り替えるべきだ」

●米国では他国から来た高度な技術を持った人材がGAFAなど巨大テック企業を支えている。**「能力実績主義、同一労働・同一賃金」の徹底が必要だ。**日本企業が国籍を問わず広く人材を確保すべき。

●日本国内の人材の活用についても、女性、若者、高齢者など国籍、年齢に限らず優秀な人材に活躍の場を与えるべきだ。企業内で公用語を英語にする国内企業を例に、「それくらいのことをしてでも世界で勝てる人材を集めて、世界に勝てるサービスや財を提供するのが大切だ」

2026年11月3日O.A
NIKKEI
切り抜きニュース

（出所）2026年11月6日 日本経済新聞より引用、NAGOMi事務局で編集

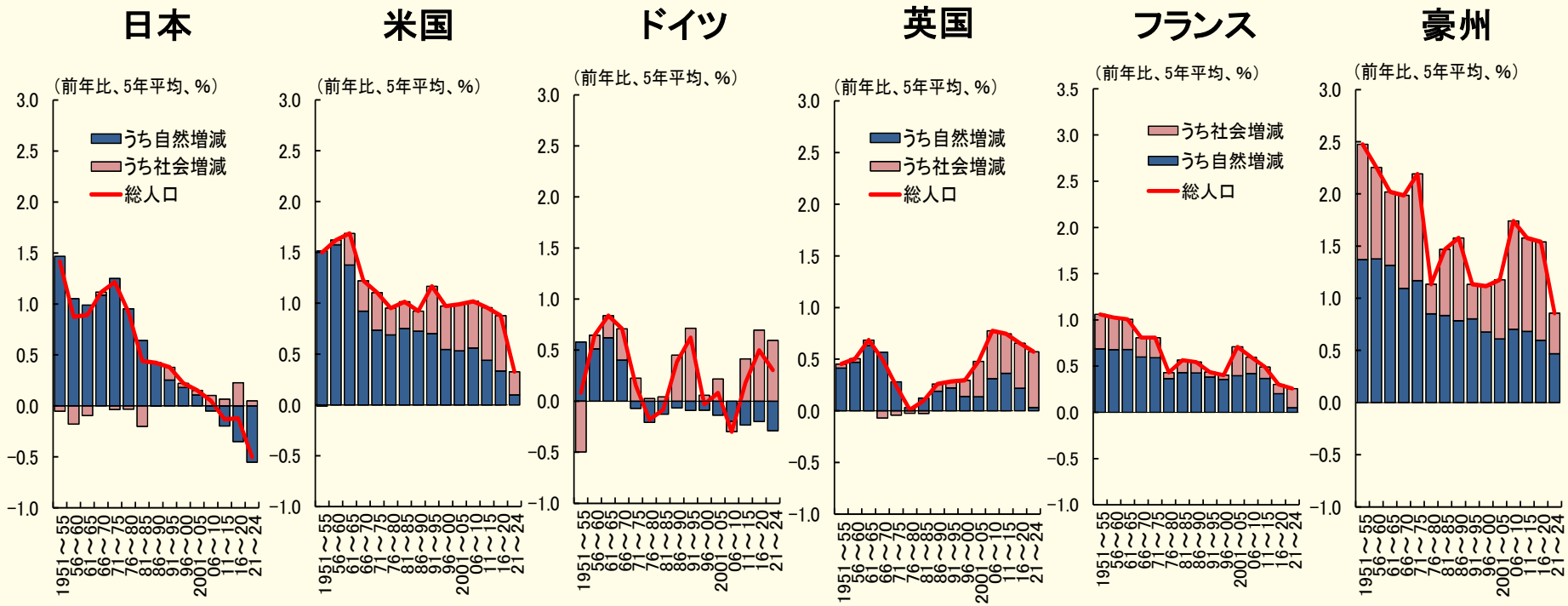
過去25年間、G7諸国で人口が減少したのは日本のみ

	人口			（参考）実質GDP成長率（年平均）
	2000年	2025年	人口増減	
	（百万人）	（百万人）	（百万人）	（%）
フランス	60	67	+ 7	+ 1.1
米国	281	347	+ 66	+ 1.8
英国	59	70	+ 11	+ 1.4
ドイツ	81	83	+ 2	+ 1.0
日本	127	123	▲ 4	+ 0.6
イタリア	57	59	+ 2	+ 0.4
カナダ	31	42	+ 11	+ 1.8

（出所）国連、IMF、世界銀行

日本以外は世界に開かれた労働市場

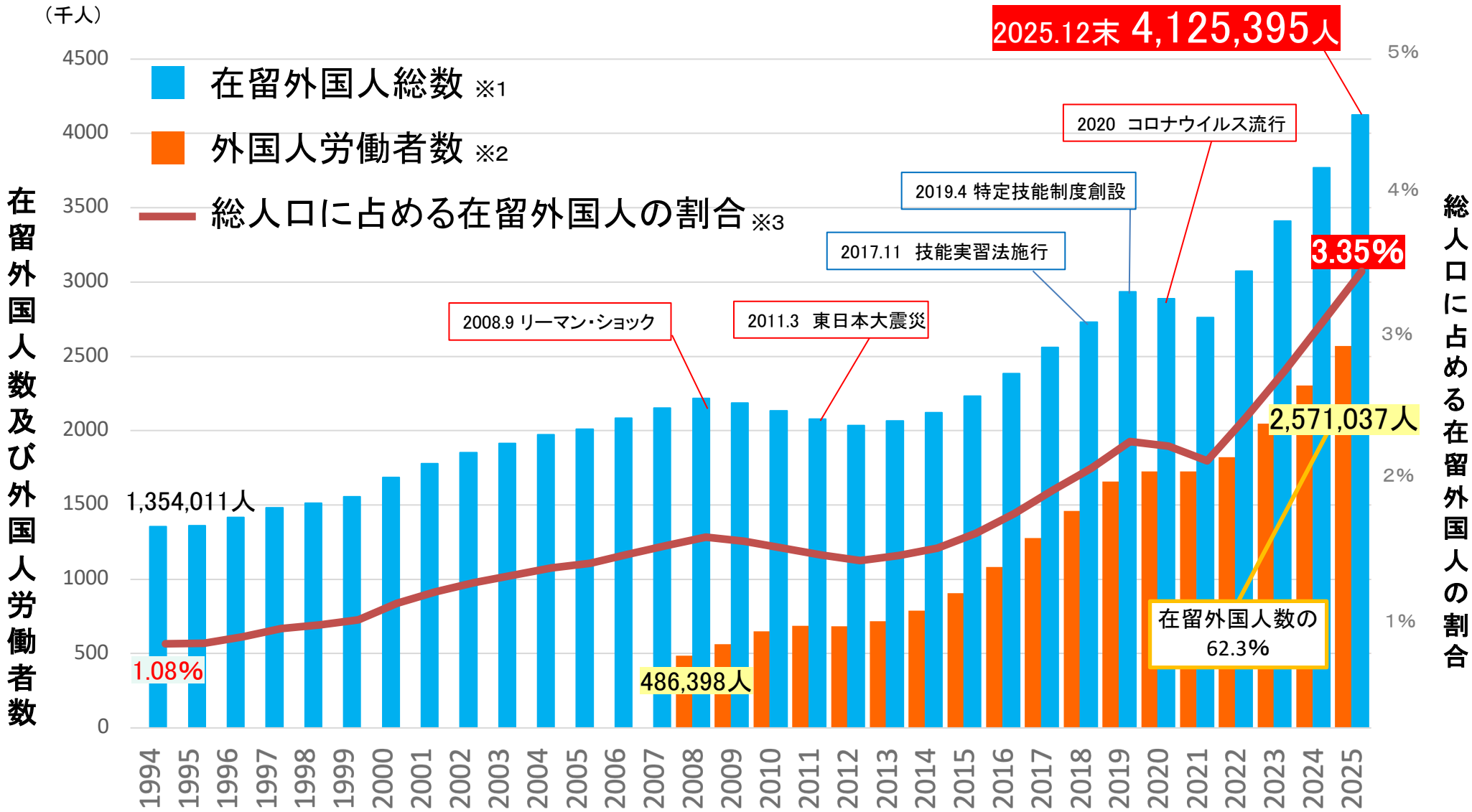
各国の人口動態の変化率



（注） 自然増減・・・死亡数と出生数の差
社会増減・・・流出数と流入数の差

（出所）国際連合

ここ10年余り、在留外国人数は増勢を強め、その過半が外国人労働者に



※1･･･2011年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、2012年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

※2･･･厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく。

外国人雇用状況の届出制度は、2007年10月1日から開始されているため、2008年以降の推移を示している。

※3･･･総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

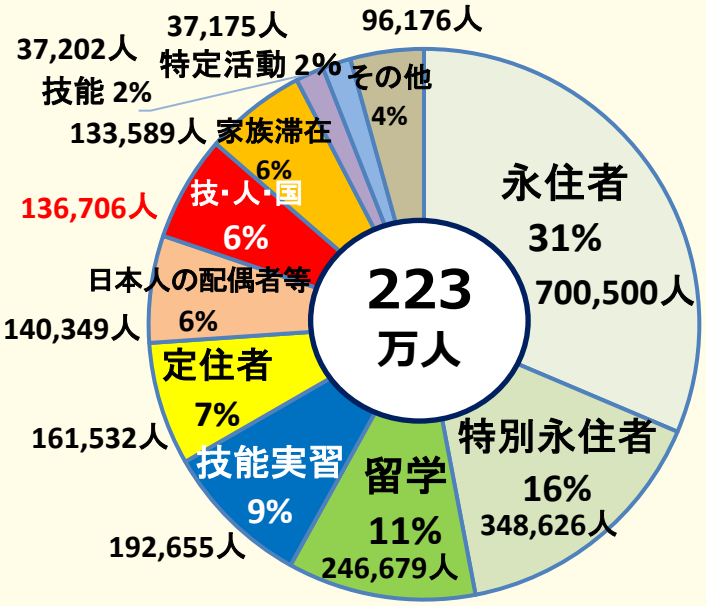
ここ10年の間で1.8倍、189万人増の在留外国人

「技・人・国」※はここ10年で3倍以上の増加

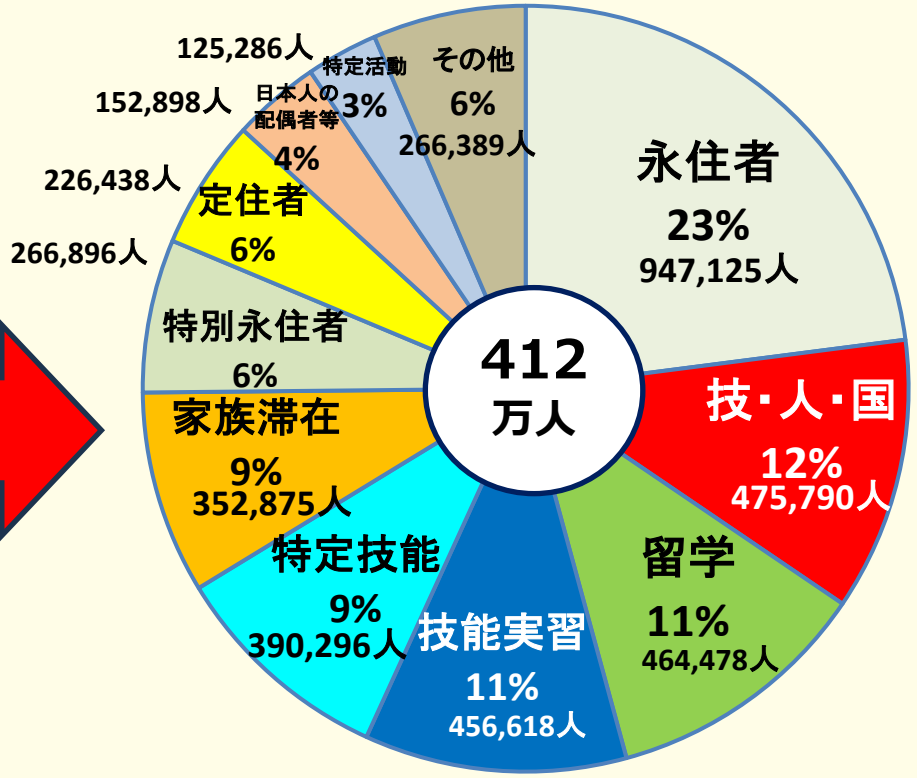
● 在留資格構成

※「技・人・国」…在留資格「技術・人文知識・国際業務」

2015年末

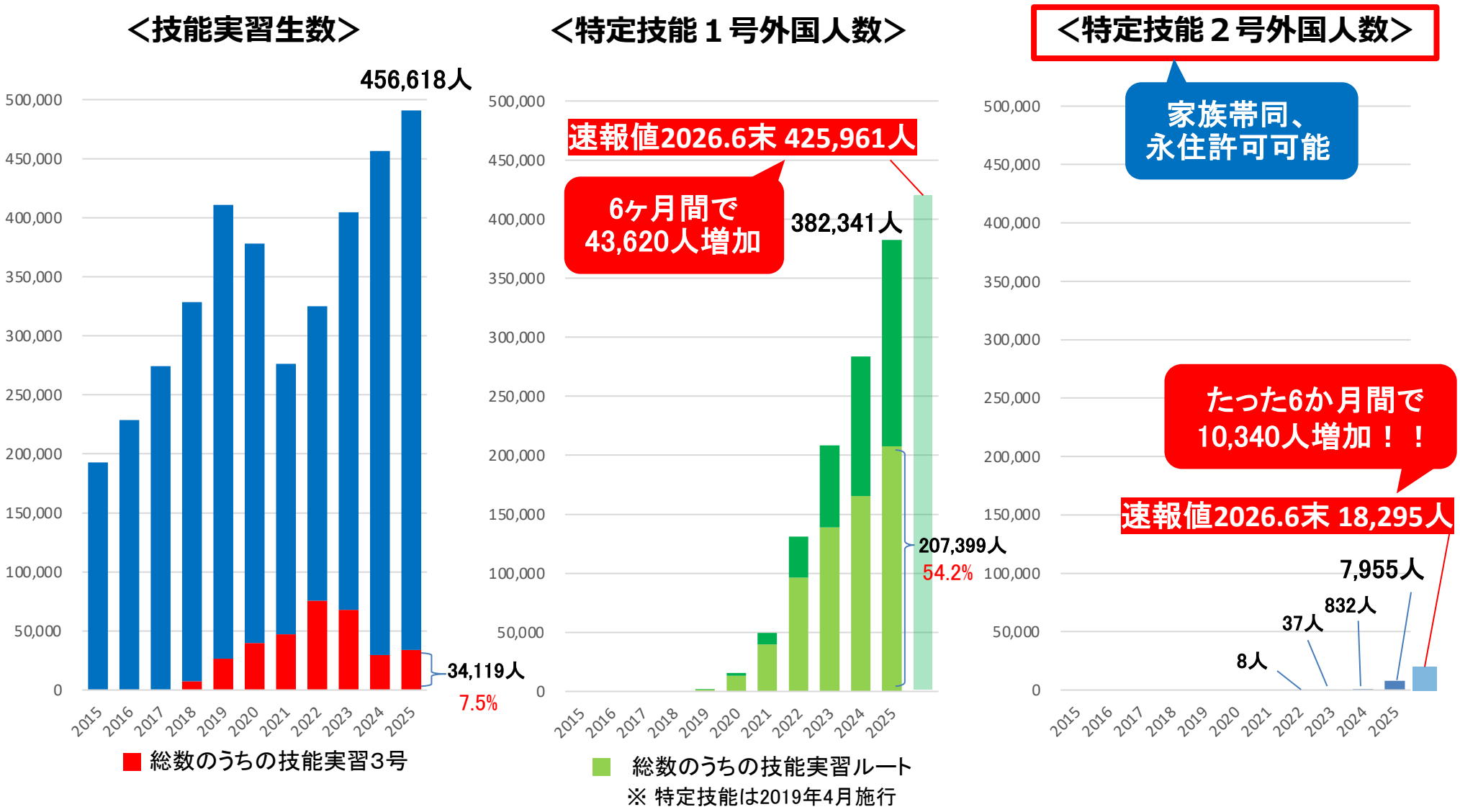


2025年末



（出所）出入国在留管理庁公表データから集計

急増する「特定技能１号」、急増の兆しの「特定技能２号」



（出所）出入国在留管理庁公表データから集計

NAGOMi梅田副会長案の「基本法に明示すべき7項目」と経済3団体の提言の主なポイント

	NAGOMi梅田副会長案	経団連	日本商工会議所	経済同友会
基本法制定	「外国人材共生基本法」（仮称）の制定	基本理念と政府の推進体制（本部設置）を規定する基本法の制定	各主体の役割や財政措置の根拠となる基本法の制定	「外国人材の活躍促進基本法」（仮称）の制定
① 外国人材受入れ目的・理念	●活力ある日本社会の構築、日本の国力維持、人材育成、国際貢献等	●有為な人材から「選ばれる国」へ、産業競争力の強化、中長期的な社会統合	●持続的な経済成長、国力維持、国際貢献等。日本人も外国人も「経済社会を共に支え合う存在」	●労働人口減少下における社会基盤維持。外国人材は単なる労働力ではなく「共に社会を支える仲間」とし、活躍を推進
② 日本として歓迎する人材像	●自由・民主主義・法の支配といった基本的価値を共有し、勤勉、向上心のある人材、海外移住した日本人の子孫	●高度人材から現場人材、優秀な留学生まで、イノベーションを加速させる「有為な人材」	●経済社会を支える専門人材・現場人材（国内人材の活用等を前提）	●中長期的に活躍する意思と向上心を持つ外国人材
③ 国・地方公共団体の責務	●外国人材と地域の交流機会の提供、日本の文化・生活習慣・教育・社会保障制度及び日本語学習機会の提供等	●国による日本語・生活支援、地方自治体への財政支援、KPIの設定、好事例の横展開	●共生施策の実行のための恒久的な財政措置、日本語教育・生活支援	●安定的財政支援と施策の効果検証・改善を行う体制整備
④ 日本国民の責務	●外国人材の人権尊重、共生の推進に寄与する等	●相互尊重、多文化理解	●ルールを守る外国人を「地域社会の一員」として正当に評価・包摂	●互いの文化・価値観を尊重
⑤ 外国人材の責務	●日本法令の順守、文化・習慣の尊重	●日本社会の基本的価値観の共有	●法令遵守の徹底	●法令・社会制度の理解、自助努力、相互尊重
⑥ 事業主の責務	●雇用する外国人材の人権尊重、職業能力向上、日本語学習機会の提供等	●日本語・文化理解の支援、就労環境改善、能力や成果に応じた透明性の高い評価基準の整備等、送出費用・採用経路の適正化	●人権尊重を受入れの前提とし、不適正な採用・受入れの仕組みを排除、職場教育・就労定着支援、適正な受入れ	●適正な雇用管理や公平な処遇の徹底 ●外国人材の家族含む日本語学習、キャリア形成支援等
⑦ 啓発活動	●共生社会構築の重要性に関する理解促進、外国人材の社会、経済、文化・スポーツ活動への参加促進	●日本人従業員やその家族に対する多文化理解の促進、やさしい日本語・英語普及	●国民的議論の場の設置 ●統計データ整備と外国人に対する無意識の偏見の解消	●共生促進企業認証制度の創設 ●事実に基づかない言説の拡散防止を通じた社会分断予防
司令塔	●内閣主導の司令塔の設置	●他省庁より一段高い位置づけで総合調整機能を発揮	●国家成長戦略として外国人政策を立案・実行する司令塔を設置	●政府の司令塔機能や省庁横断的な調整機能強化

（注）各団体の本日の提言を含む公表資料を基にNAGOMi事務局作成

新たな外国人政策の在り方に関する基本的な考え方

2026年11月　塩崎恭久

「秩序ある真の新たな開国」の下での外国人政策の基本的考え方

目的：日本経済・社会の持続的成長発展に真に貢献する人材を国内外から確保。日本人の「内なる鎖国」も同時解消。

基本方針：
- ● 高労働生産性、高付加価値の「勝てる日本経済の復活」を目指し、「安い外国人労働力依存」から脱却、有為な内外人材の積極参加により、日本再生・再活性化。
- ● 国家戦略として、内閣の司令塔と責任において改革を断行。地方自治体も責任を積極的に担う。

—— AI、DX等の急進展を踏まえ、急変し得る労働需給には常時柔軟対応可能な体制構築が肝要。

原則：基本方針の下、「歓迎すべき外国人材」を主権国家として内外に明確化。
「総受け入れ上限設定」（例：人口の10%）は採らず。

- ◆ 真の「高度人材」：定義厳格化の上、個別精査の上「長期」で積極受入（家族帯同、永住許可を含む）＊
- ◆「人手不足対応労働力」：「期間限定」、「生産性改善前提の下、必要最低限」の積極受け入れ
- ◆「特定国からの受け入れ上限」も検討（閉鎖的移民社会形成回避）
- ◆ 国籍、人種、性別、年齢、宗教、雇用形態等を問わない公平、公正な「同一労働同一賃金」の徹底、「グローバル『ジョブ型』」推進。
- ◆ 英語の準公用語化、教育環境改善等、グローバル人材参加可能な日本社会への転換（「内なる鎖国」解消）。
- ◆ 低中技能者の日本語習得支援、日本文化理解支援等、地域社会への溶け込み支援を抜本強化、社会統合を促進
- ◆「外国人政策基本法（仮称）」において、上記のような一貫した基本的考え方を国民的議論の上、明定、外国人や自治体等の幅広い関係者の責務も明示。

＊「高度専門職」は、ポイント制含め、抜本見直しによる悪用根絶。また、「家族帯同」、「永住許可取得」が可能な「特定技能2号」、「技・人・国」は、再定義、一層の厳格化待ったなし。
その際「留学」と「就労」目的の在留資格は完全に切り離し、受け入れ企業の責任も抜本強化。